

川口総合文化センター大規模改修及び美術館建設事業に係る技術協力業務委託
公募型プロポーザル募集要項

1 委託概要

(1) 委託名

川口総合文化センター大規模改修及び美術館建設事業に係る技術協力業務委託

(2) 委託の内容

川口総合文化センター大規模改修及び美術館建設工事に係る実施設計業務委託に伴う技術協力業務

(3) 予定履行期間

契約締結日から工事価格交渉成立日（工事仮契約日）まで（令和6年1月中旬予定）

(4) 対象工事

（仮称）川口総合文化センター大規模改修及び美術館建設工事 一式

予定工期：令和6年4月1日から令和7年12月27日までを予定

(5) 契約限度額

本業務の契約限度額は、9,020,000円（消費税込み）とする。

(6) 入札契約方式

本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定する「技術協力の審査及び価格等の交渉による方式」（以下、「技術協力・交渉方式」という。）の技術協力・施工タイプの対象工事であり、優先交渉権者として選定された者と技術協力業務の契約を締結した後、仕様書に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に工事の随意契約相手方として特定する。

また、本件は、同法及び第20条に規定する「地域における社会資本の維持管理に資する方式」にも該当するものである。

なお、建設工事に係る契約締結は、必要な予算が確保された場合とする。

(7) 選定方式

施工者の高度な技術を実施設計に反映させるため、技術協力等を求めるとともに、プレゼンテーション審査を実施した上で、総合的に評価し、施工者を選定する「公募型プロポーザル方式」とする。

(8) 優先交渉権者及び交渉権者

本工事は、競争参加資格確認申請書を行った者のうち、参加資格を満たした者に対して技術協力書の提出要請を行い、技術協力書の提出を行った者と技術協力書の内容に係るプレゼンテーション審査を実施し、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

なお、優先交渉権者と価格等交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。

(9) 目標工事額（予定）

約21,000,000,000円（税込み）

(10) 事務局

第一本庁舎6階 新拠点施設推進室

2 スケジュール

公募開始	令和5年4月20日(木)
質問事項の受付	公募開始から令和5年4月28日(金)午後5時まで
質問事項の回答	随時回答し、原則令和5年5月1日(月)までに新拠点施設推進室HPに掲載
参加申込の受付締切	令和5年5月9日(火)
プロポーザル提案書等の提出締切	令和5年5月30日(火)午後5時まで
プレゼンテーション審査	令和5年6月2日(金)予定
選定結果の通知	優先交渉権者が決定次第通知
契約締結	令和5年6月中旬予定

3 応募者の参加資格要件

3-1 共通要件

プロポーザルの参加資格は、参加申込書の提出期限である令和5年5月9日(火)現在において、以下の全ての要件を満たすものとする。(構成員についても同条件とする)

- (1) 令和5・6年度川口市建設工事入札参加資格者名簿(建設工事)に登録されている者。かつ格付けがAランクである者。
- (2) 特定建設業の許可を受けている者。
- (3) 工事实績について
参加する全ての業者において、劇場、美術館、文化施設のいずれかの施工実績を有すること。
但し、元請(JVを含む)、下請、のどちらでも可とする。
- (4) 異業種特定建設工事共同企業体(乙型)の代表構成員に関しては、価格交渉成立後の工事において劇場、美術館、文化施設のいずれかにおいて現場代理人または監理技術者または主任技術者の経験を有する者を配置できること
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項(※)の規定に該当しないこと。
※①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者
- (6) 川口市有資格業者に対する指名停止等の措置基準の規定による指名停止措置の期間中でないこと。
- (7) 川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定による指名除外措置の期間中でないこと。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。
- (9) 会社法(平成17年法律第86号)の規定に基づく精算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (10) 同一の案件に参加しようとする者のうちに、その者の代表者(見積り及び契約の締結権限を有する受任者を含む。)と同一人が代表者となっている者が含まれていない者であること。
- (11) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

3-2 応募者の要件

本工事に関しては、大規模かつ技術的難易度の高い工事であることを勘案し、工事の総合調整と安定的施工を確保する必要がある。又、地元企業の技術力育成も望める。よって、「川口総合文化センター大規模改修及び美術館建設事業に係る建設工事共同企業体取扱要項第3条」の「異業種特定建設工事共同企業体」（以下、「乙型企业体」とする。）とする。さらに、乙型企业体は工区（工種）ごとで結成する「甲型特定建設工事共同企業体」（以下、「甲型企业体」とする。）にて実施する。なお、「甲型企业体」については、川口市建設工事共同企業体取扱要項第3章による「特定建設工事共同企業体」とする

(1) 乙型企业体について

ア 構成員：3者または4者

例として、(建築工事共同企業体 設備工事共同企業体 電気工事共同企業体 舞台設備工事共同企業体)

尚、舞台設備工事については1者(市内・市外)でも可とする。

イ 結成方法：自主結社とする。甲型企业体は、異業種特定建設工事共同企業体協定書(乙型)により、分担施工方式の乙型企业体を結成する。

ウ 代表は、建築工事共同企業体の代表構成員とする。

エ 技術協力業務は、乙型企业体の構成員が行うものとする。

打合せ・会議については、少なくとも各甲型企业体の代表構成員の管理技術者または主任技術者が出席すること。

(2) 甲型企业体について

ア 構成員：2者または3者。

ただし、各甲型企业体について1者以上は市内業者とする(舞台設備工事共同企業体については、除く)

イ 結成方法：自主結社とする。各甲型企业体は、特定建設工事共同企業体協定書により、共同施工方式の甲型企业体を結成する。

ウ 出資比率：共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大であること。出資比率の最小限度基準はその他構成員が1者の場合は30%以上、2者の場合は20%以上とする。

エ 業種：令和5・6年度川口市建設工事入札参加資格者名簿(建設工事)に

① 建築工事共同企業体・・・建築一式工事

② 設備工事共同企業体・・・管工事

③ 電気工事共同企業体・・・電気工事

④ 舞台設備工事共同企業体・・・機械機器設置工事

建設業許可で登録されている者。

オ 経営事項審査の総合評定値については、次のとおりとする。

(総合評定値については、審査基準日が参加表明日より1年7ヶ月以内のものとする。)

① 建築一式工事 代表構成員 1700点以上 構成員900点以上

② 設備工事 代表構成員 1400点以上 構成員900点以上

③ 電気工事 代表構成員 1000点以上 構成員900点以上

④ 機械機器設置工事 代表構成員 1000点以上 構成員850点以上

- カ 構成員は、同一工事で他の特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
- キ 技術協力業務と価格交渉成立後の工事において、①～④の条件を満たす技術者を配置できること。
- ① 技術協力業務の管理技術者または主任技術者においては、下記の条件を満たすこと。
ただし、専任性は問わない。
 - ② 価格交渉成立後の工事において技術協力業務と同一の技術者でなくてもよい。
 - ③ 価格交渉成立後の工事において下記の技術者を専任で配置ができること。
 - ④ 所属する建設業者との間に3ヶ月以上の直接的な雇用関係があること

記

建築工事共同企業体 代表構成員の条件

- 技術協力業務を担当する技術協力管理技術者（建築）として次の要件を満たす者を配置できること
- ・一級建築士と一級建築施工管理技士の資格を有し監理技術者資格者証の交付をうけている者で、国土交通大臣指定の監理技術者講習を受講している者

建築工事共同企業体 構成員の条件

- ・主任技術者となる資格を有している者

設備工事共同企業体 代表構成員の条件

- 技術協力業務を担当する技術協力主任技術者（設備）として次の要件を満たす者を配置できること
- ・一級管工事施工管理技士の資格を有し、監理技術者資格者証の交付をうけている者で、国土交通大臣指定の監理技術者講習を受講している者

設備工事共同企業体 構成員の条件

- ・主任技術者となる資格を有している者

電気工事共同企業体 代表構成員の条件

- 技術協力業務を担当する技術協力主任技術者（電気）として次の要件を満たす者を配置できること
- ・一級電気工事施工管理技士の資格を有し、監理技術者資格者証の交付をうけている者で、国土交通大臣指定の監理技術者講習を受講している者

電気工事共同企業体 構成員の条件

- ・主任技術者となる資格を有している者

舞台設備工事共同企業体 代表構成員の条件

- 技術協力業務を担当する技術協力主任技術者（舞台）として次の要件を満たす者を配置できること
- ・技術士（機械）の資格を有している者
 - ・監理技術者資格者証の交付をうけ、国土交通大臣指定の監理技術者講習を受講している者

舞台設備工事共同企業体 構成員の条件

- ・主任技術者となる資格を有している者

(3) 関係会社について

(1)、(2) の全構成員が、他の構成員との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する関係にある場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- ①親会社と子会社の関係にある場合
- ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する関係にある場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- ①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ 優先交渉者の選定に適正さが阻害されると認められる場合

エ その他上記ア～ウと同視しうる資本関係又は人的関係がないこと。

4 参加申込み

(1) 受付期間

公募開始から令和5年5月9日(火)午後5時まで。

期間外の提出は受け付けない(郵送の場合は書留とし、令和5年5月9日(火)必着とする)。

(2) 提出方法

持参又は郵送とする。

(3) 提出書類

- ア 公募プロポーザル参加申込書(様式1及び様式2号)
- イ 業務実績(様式3号又は同様の内容記載の任意様式)
- ウ 共同企業体に関する書類一式(様式4号～様式7号)

(4) 提出先

持参及び郵送：〒332-8601 川口市青木2-1-1 第一本庁舎6階 新拠点施設推進室

5 資格審査

- (1) 提出された参加申込書及び業務実績に基づき、資格要件の審査を行う。
- (2) 審査後、令和5年5月12日(金)までに、参加の可否を通知する。
- (3) 通知は、参加申込書に記載されたメールアドレスへメールで通知する。
- (4) 参加可となった場合、参加者にプレゼンテーション時に使用する呼称を与える。

6 提案書の提出

(1) 提出期限

令和5年5月30日(火)午後5時まで

- (2) 提出方法
持参又は郵送とする。
- (3) 提出先
持参及び郵送：〒332-8601 川口市青木2-1-1 第一本庁舎6階 新拠点施設推進室
- (4) 提出書類
提案書20部、参考委託費見積書・内訳書 各1部
- (5) 様式、体裁等
 - ア 提案書の用紙サイズは、特に定めた場合を除き全てA3判横、片面使いとする。
 - イ 文字の大きさは10ポイント以上とする。なお、イラスト等に含まれる文字はこの限りではないが、判読が困難な場合は当該部分を評価できないことがある。
 - ウ 提案書は8(2)評価項目のア①～イ⑤に対応するように順に作成すること。
- (6) 参加辞退
参加を辞退する場合は、辞退届に必要な事項を記入し、(1)の提案書提出期限までに提出すること。
- (7) 注意事項
 - ア 審査を公平に行うため、応募者が特定できるような表現をさけ、5(4)の呼称を使用すること。
 - イ 一度提出された書類の訂正及び差替え等は、発注者の指示がある場合を除き、原則不可とする。
 - ウ 提出された書類は、返却しない。
 - エ 優先交渉権者に選定されなかった参加者の提案については、その参加者の了承を得ることなく、採用及び公開をしない。

7 プレゼンテーション審査

参加申込みの後、参加可の通知を受けた申込者の内、次の要領でプレゼンテーション審査を行うこととする。

- (1) 日時
令和5年6月2日(金)実施予定。
- (2) 場所
第一本庁舎6階601会議室。
- (3) 参加者の出席
3名程度。
- (4) 説明時間
15分以内とし、説明後の質疑応答は10分程度を見込む。
- (5) 説明方法
 - ア 事前に提出した提案書を使用して行うものとし、改めて提案書を用意する必要はない。
 - イ 提案書の他、プロジェクター等を使用する際は事前に相談すること。
- (6) その他
 - ア プレゼンテーション審査は非公開とする。
 - イ 提案説明及び質疑応答については、音声を録音する。

8 プレゼンテーション審査の評価について

(1) 技術提案について

本工事は、開館より30年を迎えた川口総合文化センター（以下、「リリア」とする）を経年劣化や機能改善とともに、近年の利用者ニーズに応じる形で、施設全体改修を実施する。併せて、川口総合文化センター西側に位置する、川口西公園地下公共駐車場（以下、「地下駐車場」とする）の上部の西口公園一部を撤去し増築するものである。駅前、住宅に近接した敷地であり周辺環境に対して安全な工事計画が必要である。更には、既存地下駐車場の上部に増築する計画においては施工者独自の知識と経験を設計に反映させることにより安全で確実な施工方法の実現性を明確にする必要がある。そのため、技術協力・交渉方式の技術協力・施工タイプを適用し、「(仮称)川口総合文化センター大規模改修工事・美術館建設工事」に関する技術協力を求める。

工事内容

ア 川口総合文化センター大規模改修

- ①建築・機械設備・電気設備・舞台設備改修
- ②外装タイル面の改修、屋上防水改修
- ③特定天井改修（メインホール、音楽ホール、エントランスホール）
- ④施設のバリアフリー化
- ⑤既存不適格部分の改修、エレベーター増設等

イ 美術館建設工事

- ①川口西公園内の植栽、彫刻、園路の一部撤去
- ②地下駐車場屋根スラブの一部撤去
- ③地下駐車場への美術館の増築
- ④地下駐車場の内部改修（建築・設備・電気とも）
- ⑤渡り廊下撤去・新設

※工事内容・工事対象箇所については、閲覧資料確認のこと

建物概要

ア 川口総合文化センター（既存）

敷地面積： 6,999.97 m²

建築面積： 6,234.46 m²

延べ面積： 35,983.83 m²

階数：地上14階 地下2階

高さ：地上83.6m 地下11.0m

構造：鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造

イ 川口西公園地下公共駐車場（既存）

敷地面積： 6,595.81 m²（実施設計で変更予定）

建築面積： 75.39 m²

延べ面積： 6,635.78 m²

階数：地上1階 地下2階

高さ：7.6m

- 構造：鉄骨鉄筋コンクリート造
- ウ 美術館（増築）
- 敷地面積：6,595.81㎡（実施設計で変更予定）
- 建築面積：2,900㎡程度
- 延べ面積：4,300～5,100㎡程度
（地下駐車場を含め、10,900～11,700㎡程度）
- 階数：地上3階 地下2階
- 高さ：北側道路レベルから21m程度
- 構造：鉄骨造（一部コンクリート造）

設計条件・施工条件

- ア 川口駅・川口西公園・リリア・美術館を回遊性のある計画とし、文化・芸術・コンベンション機能を含む多目的文化芸術施設となるよう努めること
- イ 駅前の交通量が多く線路も近接している為、第三者災害防止を徹底した施工計画とすること
- ウ リリア・地下駐車場施設・川口西公園（一部）の営業は、工事期間中は休館とする
- エ 地下駐車場の利用台数について、改修後においては極力減少させない計画とすること
- オ 埼玉県産の建設資材及び川口市産品の積極的な利用に努めること
- カ 市・設計業者・施工業者の協議を十分に行い、市の合意のうえ進めること
- キ 関係機関への協議は、市・設計業者で対応する。
- ク 工期短縮に繋がる施工技術や工法の選定については積極的に採用すること
- ケ 工事期間としては令和6年4月から令和7年12月末までとする

(2) 評価項目

次に掲げるアからウまでを評価項目とし、要求要件、設計・施工条件、施工場所の現場条件、駅前周辺環境等にも配慮した技術協力書を提出すること。

ア 技術協力業務の実施に関する提案

- ① 共同企業体としての組織体系における強みについて
- ② 作業所の組織体系や配置予定人数について
- ③ 元請企業としての、鉄骨工事实績について
- ④ スケジュール確認のための全体工程表の作成
- ⑤ 物価の高騰による影響や納期の遅延を回避するための提案について
 - ・組織の購買力でどのように対応していくのか。
 - ・実施設計において、どの程度の物価上昇を見込んだ積算を検討しているのか。

イ 施工に関する提案

- ① 駅前の周辺環境を踏まえ総合仮設計画について
 - ※「川口駅周辺まちづくりビジョン」（市HPに掲載）を参考にすること。
 - ・総合仮設計画については、イメージアップ手法、資機材の揚重計画、工事車輛動線、仮設事務所、誘導員の配置、駅周辺利用者の動線計画等を盛り込んだ計画とすること。

- ② 工期短縮のための効率的かつ効果的な施工方法について
 - ・既存地下駐車場の屋上植栽等及び地下駐車場躯体屋根撤去方法と工程計画
 - ・美術館を既存駐車場へ増築するデイトールへの施工方法・手順と工程計画
 - ・メインホール舞台部・客席部における施工方法・手順と工程計画
 - ・大空間における効率的な仮設足場計画、資機材の内部揚重計画
- ③ 品質確保のための提案について
 - ・例（3Dスキャンによる計測や自社技術の活用など）
- ④ 工事において実施設計と現場の食い違いによる手戻り作業をなくす提案について
 - ・例（事前調査の実施、工事に必要と思われる調査項目の提案等）
- ⑤ 施工者の視点から見たコスト縮減提案について
 - ・例（ユニット化、仕様提案、施工方法等）

ウ ヒアリング内容

技術協力者は提出した技術協力書等に基づいてプレゼンテーション審査を行い、その内容について評価委員より、質疑を受ける。

(3) 優先交渉権者の選定

プレゼンテーション審査に参加した者の中から、提案の評価等を総合的に審査し、1位として決定した者を優先交渉権者として選定する。優先交渉権者として選定した者には、書面により通知する。また、競争参加資格がないと認められたものに対しては、非選定とされた旨を、それ以外の者に対しては、交渉権者として選定された旨を同じく書面により通知する。

(4) 技術評価点が同点の場合の優先交渉権者選定方法

技術評価点が最も高い者が複数いる場合、下記のとおり優先交渉権者を選定するものとする。
評価項目への提案の配点が高い者。

(5) 優先交渉権者との契約

優先交渉権者の選定後、技術協力業務についての見積合わせを実施したうえで、技術協力業務委託契約を締結すると同時に、優先交渉権者が設計協力するために発注者並びに市が別途発注する設計業務との受注者の役割や権限に関する設計協力協定を締結し、技術協力業務を行う。

工事の価格等の交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉不成立とし、次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては価格等の交渉の意思の有無を確認した上で、技術協力を反映した技術協力業務を改めて実施する。

(6) 技術協力の履行に関する事項

受注者の責めにより、競争に係る技術協力内容が履行されない場合は、契約違反行為に該当することから、違約金及び指名停止等の措置を講ずることがある。

ただし、技術協力の設計において、発注者と協議のうえ、発注者が技術協力を不履行とする旨を指示した場合、又は施工条件の変更、災害により受注者の責めによらない理由による技術協力の不履行については、この限りではない。

(7) その他

参加事業者が1者の場合であっても審査・評価は実施する。評価が一定水準に達しない場合は、優先交渉権者として選定しない。

9 質問の受付及び回答

質問がある場合は、次のとおり行うこと。

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、技術提案書の作成及び提出に必要な事項並びに業務に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けない。

(2) 質問方法

- ・質問書【様式8号】に記入し、電子メールにて下記(3)提出先へ提出すること。
電話又は口頭による質問は受け付けない。
- ・メールのタイトルは、「技術協力業務(事業者名)」とすること。

(3) 提出先 川口市市長室新拠点施設推進室

アドレス 030.06000@city.kawaguchi.saitama.jp

電話 048-258-1156(直通)

(4) 質問受付期間

公募開始から令和5年4月28日(金)午後5時までとする。

(5) 回答

原則令和5年5月1日(月)までに、質問者名を伏せた上で川口市新拠点施設推進室のホームページに随時掲載する。なお、質問内容に質問者を特定できる記載がある場合には、回答しない。

10 技術協力書作成に係る資料の閲覧

公募開始後、参加の意思がある者は、以下の資料を閲覧することができる。

(1) 閲覧資料

川口総合文化センター：改修前・改修後の平面図 改修項目一覧表(建築・電気・設備・舞台)
改修後のイメージ図 特定天井改修(案)
美術館：各階平面図 立面図 概要書(意匠・構造・設備・電気)

(2) 閲覧期間

公募開始から令和5年5月19日(金)午後5時まで

(3) 閲覧場所

川口市青木2-1-1 第一本庁舎6階 新拠点施設推進室執務室

11 評価基準及び選定方法

別紙「川口総合文化センター大規模改修に伴う技術協力等委託に係るプロポーザル評価基準」のとおり。

12 選定結果の通知・公表

(1) 選定結果は、プレゼンテーション審査終了後、優先交渉権者が決定次第、次の事項を選定結果通知書(様式10号)で通知するとともに、川口市ホームページに掲載する。

- ア 通知する者の得点
- イ 優先交渉権者名と得点
- ウ その他の参加者の得点一覧

※優先交渉権者に決定されなかった者の名称は非公表とする。

なお、優先交渉権者として決定されなかった場合、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができる。

1 3 技術協力業務委託契約及び協定等

技術協力業務委託契約及び協定等について、次のように定める。

(1) 技術協力業務委託契約の締結

発注者は、優先交渉権者として選定された提案者と設計に対する技術協力、技術情報の提供及び施工計画の作成等に関する技術協力業務委託を契約する。

(2) 設計協力協定の締結

優先交渉権者は、優先交渉権者が提案した技術協力を反映させた設計成果の完成に向けた発注者、CMR、設計者及び優先交渉権者による設計協力協定（案）を確認し合意した場合、四者の協定を締結する。

優先交渉権者は、設計協力協定（案）の内容について、発注者と協議することができる。

1 4 価格等の交渉及び成立

(1) 優先交渉権者選定の後、優先交渉権者に対し工事費の内訳が確認できる工事費内訳書を付した見積書等の提出方法等を通知する。

(2) 優先交渉権者は、見積書等を作成し、指定の方法により提出する。

(3) 優先交渉権者は、見積書等の内容について価格等の交渉を行い、見積条件等を見直す必要がある場合には見直しを行う。

(4) 前項により価格等の交渉が成立した場合は、優先交渉権者は、その内容に基づき、発注者が指定した方法により交渉結果を踏まえた見積書等を提出する。

(5) (3) に基づく価格等の交渉の結果、合意に至らなかった場合は、価格等の交渉の不成立を確定するものとする。

(6) 優先交渉権者との交渉が成立した場合、次順位以降の交渉権者に対し、その理由を付して非特定の通知を行う。

1 5 交渉の不成立

(1) 優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となった場合、非特定となった旨とその理由を書面により通知する。

(2) 優先交渉権者は、価格等の交渉において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を発注者の許可なく第三者に開示してはならない。

(3) 優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となった場合は、上記7（1）の技術協力に関する技術評価点が次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を紙面により通知し、価格等の交渉の意思を確認した上で技術協力業務委託契約の締結及び価格等の交渉を行う。

1 6 その他

(1) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、事業者の負担とする。

(2) 提出された書類は、返却しない。また、本プロポーザル以外には、無断で使用しない。

(3) 提出書類に虚偽を記載した場合は、失格とする。

(4) 特定者は予定監理技術者経歴書に記載した技術者を、本工事に配置すること。

工事契約時に配置予定監理技術者の交代を原則は認めない。

ただし、病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定監理技術者を変更する場合は、参加資格に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

なお、予定監理技術者の途中交代にあたっては、「監理技術者制度運用マニュアル（平成16年3月1日（平成28年12月19日改訂）国土交通省総合政策局建設業課）」のニーニ（4）監理技術者等の途中交代に記載のような場合等で、発注者と受注者との協議によるものとする。